

【計算例 ケース2】

個人市・県民税額の計算例(Bさん 75歳(年金収入)の場合)

家族構成:妻(72歳):合計所得金額 0円

年金収入:3,000,000円

支払った国民健康保険料:300,000円

支払った医療費:160,000円(補填される額なし)

所得計算

公的年金等に係る雑所得:3,000,000円-1,100,000円=1,900,000円・・・①

(注意)年金収入額及び本人の年齢、及び公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額によって計算方法が異なります。

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除(国民健康保険):300,000円

配偶者控除:380,000円(70歳以上の配偶者)

医療費控除:65,000円(160,000円-①1,900,000円×5%)

基礎控除:430,000円

所得控除計:1,175,000円・・・②

所得割額の計算

課税所得金額:①1,900,000円-②1,175,000円=725,000円・・・③

税率:市民税・・・6%、県民税・・・4%

市民税税額控除前所得割:③725,000円×6%=43,500円・・・④

県民税税額控除前所得割:③725,000円×4%=29,000円・・・⑤

調整控除の計算

③の金額が200万円以下の場合

次の1、2のうち少ない金額の5%(市民税3%、県民税2%)

1. 人的控除の差額の合計

所得税控除-住民税控除=差額

配偶者控除(70歳以上の配偶者):48万円-38万円=10万円(70歳未満:38万円-33万円=5万円)

基礎控除:48万円-43万円=5万円

合計額:150,000円

2. 合計課税所得金額(③の金額) 725,000円

